ベトナムにおけるストライキ問

大阪女学院大学副学長 **香川 孝**二

世界同時不況の影響

このことが労働問題に影響を与える となった。2009年の第一四半期 年は6・23%と予測されていた 後半からの不況の影響から2008 6・18%となっている。2008年 2007年8.5%、 を見てみると、2006年8・2%、 が停滞してきている。実質GDP はできない。それまでの経済発展 世界同時不況の影響から逃れること のは当然である。 は3・1%と大幅にダウンしている。 が、それを下方修正して6・18% ベトナムも2008年後半からの 2008年

こってくる。国内向けの産業には大 雇用される従業員の数の減少がお 企業の生産が低下してくるので、

> がでてきている。 業など)に影響が出ており、操業短縮 よって輸出産業(縫製業や水産加工 EU、日本などの国々の景気後退に きな影響は見られないが、アメリカ 一時帰休、希望退職を実施する企業

くつかのグループにわけて、交代に 契約を終了させている。従業員をい 復すれば本採用することを約束して 試用期間が終了した時点で本採用を 業員が辞めなくなった。そのために 就職先が見つからないと判断して従 なると離職しなくなった。簡単に再 に企業は悩まされていたが、不況に 産現場で働く従業員の離職率の高さ を超える高度経済成長のために、 しないという方法をとり、景気が回 人員調整が必要になった。たとえば 世界同時不況の直前までは、8%

> 里の田舎に帰れば、なんとか食べて されている。契約を終了されても郷 にならないですんでいる。 のに困らないので、大きな社会問題 をやっているので、ただちに食べる ていても、普段から2つ3つの仕事 いける状況があったり、都市に残っ て希望退職を募るという方法も採用 う企業もある。退職金を割り増しし 員整理をやらないで乗り切ろうとい 時帰休をし、給与は下がるが、人

ので、 給与はがまんをしてもらうという対 解雇しないで雇用を存続させながら、 れば人手不足になるので、 的観測がながれており、好景気にな ナム経済が大きく落ち込んでいない では不況の影響が少ないので、ベト 国内向けの製品を作っている企業 経済の回復は早いという希望 従業員を

策が採用されている。

である。 これが今後どうなるのか注目が必要 導入された結果生まれた形態である。 い雇用形態であるが、市場経済化が いる。社会主義時代には考えられな を調節できる手段として利用されて らないし、仕事の量に応じて雇用量 ことになろう。社会保険の対象にな ナムではこれが非正規労働者という 雇い労働者ということになる。ベト れる形態であり、日本流に言えば日 広がりつつある。それは日々雇用さ ベトナムで気になる雇用の形態が

ストライキ問

発した。2005年5月から2006 2008年にかけてストライキが多 ベトナムでは2006 年 から ベトナムの労働者

 $\frac{2}{0}$

08年、

賃

金が、

 $\frac{2}{0}$

0

外資系企業では、

ハノイ、

0

ようなストライキの効果な



その原因は物価の上昇率の高さで 年4月までに371件、 までに650件という数字がベトナ ム労働総同盟から報告されている。 2008年1月から8月 2007年 と前年より落ち着いてきている。 2009年第一

な組合員がいきなりストライキに突 は賃上げ要求をしない。 共産党は基本的に低賃金政策を採用 体制を守るという使命を持っている。 益紛争には関与したがらない。 問題のような権利紛争には調整役と 決議もなくストライキに突入してお 員が参加した。 イキに突入し、 役員が賃上げを求める活動をしない ストライキであった。それは組合の ライキはその手続を踏まない違法な するためには一定の手続が必要であ なった労働者がストライキをおこし 入するという戦術を採用している。 はベトナム共産党を維持するための して活躍するが、賃上げのような利 この物価上昇から生活が苦しく ところが実際に起こされたスト ベトナムではストライキを実施 山猫ストである。 戦線の有力メンバーであり、 一部の組合員が勝手にストラ その政策にしたがい組合 それに同調する組合 したがって組合での 組合役員は解雇 それに不満 組合

1999年以来据え置かれ 2009年とあげられ 6 年、 働者集団にも認めて、 ストライキを労働組合だけでなく労 て違法ストライキへの対応を定めた。

92万ドン (6440円) になってい $\frac{\mathcal{V}}{6}$ とその近郊の省の場合には95万ド 108万ドン (7560円)、小都市 チミンの場合には月120 (8400円)、 6 5 0 円)、 中都市の場合には月 その他の地域 万ド

四半期は14・47

を取 告もなく突然にストライキに入るた 支援センター」が設置された。 2009年6月3日 う努める。そのために、 て労使が交渉できる場を設定するよ を実施することになっている。 発生し、 方法を作成した。違法ストライキが 法ストライキが発生した場合の対処 クフォースが各地方に設置され、 はなかった。これに対する批判が生 めに生産計画が狂ってしまう。 大きな問題と思っている。 企業は、 公安が解散や中止を求め、 当局は違法ストライキの指導者 人民委員会などが参加するタス 対策として労働行政機関、 締まったり、 違法ストライキへの対応が 労働者が集会している場 最賃の上昇への対応だけ 罰則を科すこと 「労働関係発展 ハノイでは なんの予 そし 取締 違 公

2007年に労働法典が修正され それが違法と

> れる。 額が、 場合はストライキ参加者数で割った 組合費から支払われ、 額とする。 参加者に賠償請求ができる。 使用者は、労働者集団とストライキ 定してから1年間に、 違法ストライキと認定する決定が確 手続も明記している。 なる場合を明記し、 イキ開始前の給与3か月分を上 これによって違法ストライキ スト参加者の給与から控除さ それは労働組合の場合は ストライキ開 労働者集団の 損害を受けた 人民裁判所 ストラ 一限の

年同期 $\frac{2}{0}$ チミン市では48件となっており、 トライキの発生件数が激変してきた。 のブレーキになっているのか、ス 法改正や最近の不況がストライキ Ŏ と比 年1月から5月まででホー 60%の減少となって

を規制する効果が期待されている。

香川孝三(かがわ・こうぞう)

東京大学大学院法学政治学研究科博士課程 単位取得。富山大学助教授、同志社大学教 神戸大学大学院国際交流学科教授を経 て 07 年 4 月から大阪女学院大学教授(現 在)。専門はアジア法、労働法、労使関係法。 2004年から2年カン駐ベトナム日本大使 館公使として赴任。そのほか、日本ジェン ダー学会 (常務理事)、日本労使関係研究会 (常任理事)、アジア法学会(理事)、NPO アジアボランティア協会 (副代表)、IMF-JC 労働リーダーシップコース (副校長)。 著書は「アジアの労働と法」、「ベトナムの 労働・法と文化」など多数。